

令和5年度夕張市低所得世帯支援給付金について

令和5年 11 月 2 日の閣議決定に基づき、低所得世帯を対象に次の給付を行います。

(1) 支給の対象となる世帯

・令和5年 12 月 1 日時点で夕張市に住民登録があり、下記①または②に該当する世帯

- ① 世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税であること
- ② ①以外の世帯で、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯
- ③ ①または②で扶養する 18 歳以下の児童がいる世帯

※上記の各条件を満たしていても、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯(例:親元を離れて暮らす学生、単身赴任中の方と離れて暮らすご家族等)は、支給の対象となりません。この他にも、対象とならない場合があります。

(2) 給付金の申請・受給ができる方

・住民登録された世帯の世帯主

(3) 支給額(それぞれ1回限り)

- ① 1世帯あたり7万円
- ② 1世帯あたり10万円
- ③ 児童1人あたり5万円を①または②に上乗せ

※本給付金は差押禁止であり、非課税の対象です。

(4) 手続き方法

- ① 夕張市低所得世帯支援給付金(3万円)、または北海道の低所得世帯臨時特別給付金(1万2千円)を受給された世帯主の方で、今回の給付も該当となる方

・順次、市から「給付のご案内」をお送りしています。記載内容に誤り等がなければ連絡不要です。案内に記載する日に給付金を振込みます。

- ② 今回(7万円または10万円)給付の対象世帯で、振込口座情報が確認できない方

・順次、市から「給付金該当世帯のご案内」をお送りしてします。口座情報を記入し、通帳等の写しを添えて同封の封筒で期限までにご返送ください。市が受理後、1 カ月程度で給付金を振込みます。

- ③ 令和5年 12 月 2 日以降に税の申告等を行い、非課税等となった世帯の方

・市で対象世帯と確認した後、郵送で「給付金申請書」をお送りします。口座情報など必要事項を記入し、申請者(世帯主)の本人確認書類と通帳の写しを添えて同封の封筒で期限までにご返送ください。市が受理後、1 カ月程度で給付金を振込みます。

(5) その他

給付金を装った詐欺にご注意ください。市からATMなどの操作をお願いしたり、手数料の振込を求めることは、絶対にありません。